

最高裁判一第108号

(検・組い)

平成13年3月29日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 白 木 勇

検察審査会の保有する検察審査会行政文書の開示に関する事
務の基本的取扱いについて (依命通達)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「
情報公開法」という。)の趣旨を踏まえ、検察審査会行政文書の開示についての運
用の基本を下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、地方裁判所長には、この依命通達の趣旨を別途通知しました。

記

1 定義

この通達において「検察審査会行政文書」とは、検察審査会事務局の職員が職
務上作成し、又は取得した検察審査会行政事務に関する文書であって、検察審査
会事務局の職員が組織的に用いるものとして、検察審査会が保有しているものを
いう。

2 開示の原則

検察審査会事務局長は、検察審査会の保有する検察審査会行政文書の開示を求
められた場合は、何人に対しても、当該検察審査会行政文書を開示するものとす
る。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令に別段の定めがあるとき。
- (2) 開示を求められた情報が、情報公開法第5条に定める不開示情報に相当する